

川口市告示第 6 9 5 号

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。)第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度及び令和 8 年度において、川口市が締結する物品の製造請負、買入れ、借入れ、修繕及び売払い並びに印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画、広告の企画・製作及びその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る競争入札等に参加するための資格並びにその申請方法等を川口市契約に関する規則(昭和 3 9 年規則第 1 4 号)第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定に則り定めたので、施行令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 1 0 日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 申請できない者

次のいずれかに該当する者は申請できない。

- ・ 特別な理由がある場合を除き、施行令第 1 6 7 条の 4 (同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により、川口市の競争入札に参加することができない者。
- ・ 国税(法人の場合は「法人税、消費税及び地方消費税」、個人事業者の場合は「所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税」)について未納がある者。
- ・ 市税(法人の場合は「法人市民税」、「特別徴収分の個人市民税」、「固定資産税(都市計画税を含む)」、「事業所税」、「軽自動車税」、個人事業者の場合は「個人市民税」、「特別徴収分の個人市民税」、「固定資産税(都市計画税を含む)」、「事業所税」、「軽自動車税」及び「国民健康保険税」)について、直近 5 年分に未納がある者。
- ・ 使用料、違約金、損害賠償請求金等川口市が保有する債権について、未納がある者。
- ・ 暴力団等(川口市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等及び川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第 2 条に規定する暴力団関係者、暴力団関係業者)との関係を有している者。
- ・ 申請する業務の営業に際し、登録、免許又は許認可等を受けていない者。

2 入札参加資格の有効期間

定期受付による資格：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

随時受付による資格：資格者名簿に登載された日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 資格審査基準日

審査申請日直近の決算日(決算手続きが完了している日付であるもの)

4 申請の方法・期間

申請方法：埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)を利用して申請すること。

申請窓口である埼玉県への書類提出をもって、市長に申請したものとみなす。

申請期間：定期受付…令和 6 年 9 月 1 0 日(火)から同年 1 1 月 2 9 日(金)まで

随時受付…令和 7 年 4 月 7 日(月)から令和 9 年 2 月 5 日(金)まで

5 提出書類一覧

提出書類は以下のとおりとする。詳細は埼玉県総務部入札審査課のホームページに掲載の「令和7・8年度物品等競争入札参加資格審査申請の手引」を確認すること。

受付票・データ登録確認
確認書【様式1】
法人税（申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書
履歴事項証明書（法人のみ）
決算書類（単独決算）（法人のみ）
身分証明書（個人のみ）
所得税確定申告書の添付書類（個人のみ）
委任状【様式2】
営業許可書等
障害者雇用状況報告書
契約実績表
I S O14001 認証取得登録証もしくはエコアクション21 認証・登録証
I S O9001 認証取得登録証
行政書士委任状（行政書士による代理申請の場合）
同意書【様式3】
市税等の納税証明書（川口市内に申請事業所（本店、支店、営業所等）がある場合） ※システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要
事業所の写真・案内図【様式6】（川口市内に申請事業所（本店、支店、営業所等）がある場合）

6 入札参加資格における業種別区分

業種別区分は、次表に掲げるとおりとする。

物品の販売	物品の賃貸	物品の買受け
印刷の請負	電子計算に関する業務	催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
建築物の管理に関する業務		

7 その他

- ・ 競争入札参加資格の審査結果については、システム上から確認すること。
- ・ 資格審査後、参加資格を付与した申請者の情報は「物品入札(見積)参加資格者名簿」に登載し、令和7年4月1日以降に川口市ホームページで公開する。また、申請者の情報は、川口市情報公開条例の「非公開情報」に該当しない限り、情報公開の対象とする。
- ・ 「物品入札(見積)参加資格者名簿」に登載されている情報は、川口市の事業に必要な場合、所管する課・機関へ提供することがある。
- ・ 市長は、市税等納付状況調査等同意に基づき、申請時及び資格の有効期間中、経営の規模及び状況に関わり、関係公簿等の調査を行う。

- ・ 市長は、必要があると認める場合には、この告示に定めるもののほか、資格審査をしたものに対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。
- ・ 市長は、必要があると認める場合には、「5 提出書類一覧」にかかわらず、申請に必要な書類を別に定めることができる。
- ・ 申請時及び資格の有効期間中において、国税等に未納が確認された場合には、競争入札に参加すること及び随意契約の相手方となることができない。
- ・ 申請の受理後に、登録内容の変更（代表者や代理人の変更等）があった場合は、入札参加資格者名簿が有効となる令和7年4月1日以降、変更の届出を行うこと。なお、申請受付期間終了後及び入札参加資格者名簿登載後に申請内容に変更が生じた場合も同様とする。
- ・ この審査申請手続きは、川口市が締結する契約の競争入札等に参加する資格を付与するためのものであり、川口市の各課・機関が所管する各個別事業への参加登録をするものではないので、それらへの参加登録については、各事業所管課・機関に確認すること。
- ・ 川口市が発注する業務委託契約については、原則として再委託を禁止する。
- ・ その他、申請書類の作成上の注意事項等の詳細は、埼玉県ホームページにて公開する「令和7・8年度物品等競争入札参加資格審査申請の手引」による。
- ・ この告示に定めるもののほか、競争入札等に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項は、市長が別に定める。